

「徳島県キャンパスメンバーズ制度 i n 文化の森」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「県内大学等」という。）に在籍する学生に対する文化の森各館の利用促進並びに、学生の文化・芸術活動及び研究等を文化の森ならではの方法で支援することにより、学生生活の充実及び本県の文化の振興・発展を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この制度に加入することができるものは、県内大学等とする。

(名称)

第3条 制度に加入した県内大学等は、「徳島県キャンパスメンバーズ i n 文化の森」（以下「会員」という。）と称する。

(特典)

第4条 会員に対する特典は、在籍している学生を対象に次のとおりとする。

(1) 次の施設における常設展（所蔵作品展）の観覧料については無料、企画展（特別展）の観覧料については2割引で利用することができる。ただし、企画展（特別展）は、実行委員会等の実施を除く各施設の主催事業に限る。

- ①徳島県立博物館
- ②徳島県立近代美術館
- ③徳島県立鳥居龍蔵記念博物館

(2) 文化の森における「キャンパス・フェスティバル」の開催

文化の森フェスティバルにあわせて、学生による「キャンパス・フェスティバル」の開催を支援する。

(3) 大学等での研究や卒業論文執筆のために、文化の森各館の専門家が随時相談に応じる。

2 前項第1号の特典を受けようとするものは、各施設に入場するとき、その身分を証明するものを提示しなければならない。

3 前項第2号の特典を受けようとするものは、「キャンパス・フェスティバル」の計画書を提出の上、施設の利用許可を得るものとする。

4 前項第3号の特典を受けようとするものは、希望日時等を事前に連絡の上、個別に専門家からのアドバイスを受けるものとする。

(加入手続き)

第5条 制度に加入しようとするものは、「徳島県キャンパスメンバーズ制度

i n 文化の森加入申込書」(別紙様式)により、加入しようとする日の属する月の前々月末までに加入の手続きを行うものとする。

- 2 徳島県教育委員会文化の森振興本部長(以下「文化の森振興本部長」という。)は、前項に定める加入の手続きを行ったものが、第2条に規定する制度の対象であると認める場合には、その加入を認めるものとする。

(会費)

第6条 会費は別表のとおりとし、学生数に応じた年会費を納めなければならない。ただし、年度の途中で会員になった場合は、年会費の1/2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額)に次条第2項に定める有効期間の始期から当該年度末までの月数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定による会費は、納入通知書により期日までに納入しなければならない。
- 3 文化の森振興本部長は、指定した期日までに会員が会費を支払わない場合は、その加入を取り消すことができる。

(有効期間)

第7条 会員に対する制度の有効期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度途中での本制度への加入も認める。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の場合の有効期間の始期は、加入手続きを行った日の属する月の翌々月の1日とする。

(退会)

第8条 文化の森振興本部長は、会員として適当でないと認められる行為があった場合は、会員を退会させ、再加入させないことができる。

- 2 退会した場合の会費は、原則として返還しない。

(事務局及び運営)

第9条 本制度の事務及び運営については、文化の森各館の協力を得て、二十一世紀館が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表

学 生 数	年会費（円）
500人未満	20,000
500人以上1,000人未満	30,000
1,000人以上2,000人未満	50,000
2,000人以上4,000人未満	70,000
4,000人以上	100,000

※学生数は、学校基本調査に基づく学生数により区分する。

別紙様式

年 月 日

徳島県教育委員会

文化の森振興本部長 殿

所在地

学校名

代表者名

㊟

「徳島県キャンパスメンバーズ制度 i n 文化の森」加入申込書

「徳島県キャンパスメンバーズ制度 i n 文化の森」実施要綱第 5 条に基づき、同制度に加入したいので、申し込みます。

在学者数	人	
会費の請求先 (納入義務者)	住所 〒 名称	
事務担当者 連絡先	所属・氏名	
	所在地	〒
	電話・ ファクシミリ	電話 () — ファクシミリ () —
	E- mail	

(添付書類)

①学生証等の見本

②学校基本調査(申込日現在における直近のもの)の在学者数が明記された部分の写し(対象となる学生の区分が全て明記されているもの)

第 号
年 月 日

殿

徳島県教育委員会
文化の森振興本部長

「徳島県キャンパスメンバーズ制度 i n 文化の森」加入承認書

「徳島県キャンパスメンバーズ制度 i n 文化の森」実施要綱第 5 条第 2 項に基づき、同制度への加入を承認します。

については、次のとおり会費を期日までに納入してください。

有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
会員数（学生数）	
会 費	
納入期限	年 月 日
そ の 他	有効期間途中で退会した場合の会費は、原則として返還しません。

連絡先
担 当
電 話
ファクシ